

## 朝倉チャリティコンサート実行委員会 規約

目的	朝倉地区にて、チャリティ活動を行い、災害者を援助する。 音楽演奏他の芸術的な活動で、精神的、物理的に援助する。
道義に関して	反社会的団体とは関係を持たない
所在地	838-0061 朝倉市菩提寺645 連絡先 0946-21-1679 E-mail tetuoi@icloud.com
組織	会長、副会長、理事、会計を置く  会 長 草場 剛晴 副会長（関東）吉岡 祺六 理事（渉外）北村 至 理事（芸術）西依 生子 理事（会計）一瀬 徹夫
運営	上記役員で、検討して、方針を決定する 役員会議事録を作成する
役割	会長は委員会全般の組織を統轄する、副会長は会長を補佐し、 代理を務める。理事は専門部門を管理する
任期	各役員任期は3年とし、再任を妨げない 会長は理事と相談し専門理事を選任する
任命	人事は役員会で討議し、決定する
会計	1公演毎に決算報告する（HPにアップ） 銀行口座を作成する
口座名	筑邦銀行甘木支店普通3074926 朝倉チャリティコンサート実行委員会 会計 一瀬 徹夫
規約	この規約は2022年1月1日より発効する